

熱海小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもつとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

《いじめの定義について》（いじめ防止対策推進法第2条 平成25年6月28日）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《本市におけるいじめ防止の基本となる考え方》（本市基本方針より）

- いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等に犯罪行為にもなり得るものである。
- いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となる。

《本校のいじめに対する基本姿勢》

- 1 いじめは絶対に許されないという認識を持つ。
- 2 いじめを受けた（受けている）児童を最後まで守る。
- 3 学校が一丸となり、いじめの早期発見と組織的対応に努める。
- 4 児童どうし、児童と教職員の間に関感的な人間関係を築く。
- 5 家庭や地域にいじめ問題の重要性を広め、連携して対応する。

2 いじめ防止対策の組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

- ① 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う。
- ② 構成 【校内】校長、教頭、校内生徒指導委員会、養護教諭
【校外】SC、SSW、PTA会長、民生児童委員
*その他、必要に応じて外部専門家（市教委、警察、医師等）を招集

(2) 委員会の開催

- ① 定例会 各学期に1回開催 5月、9月、1月
- ② 臨時会 校長が必要に応じ、必要なメンバーを招集して開催する。

(3) 委員会の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① アンケートにもとづく教育相談を定期的実施し（年3回）、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、医師等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

いじめを受けた児童への対応

- ・事実確認とともに、気持ちを受け止め共感することで心の安定を図る。「最後まで守り通す」ことを伝えるとともに、自信を持たせる言葉かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・保護者に対しては、早期に家庭訪問を行い、事実関係を直接伝える。学校の方針を伝え今後の方針を協議する。
- ・事実関係を聴取する際は、個人情報の取り扱いやプライバシーに留意する。
- ・必要に応じSCやSSW、心理・福祉等の関係機関等の外部専門家へ協力依頼を行う。

いじめを行った児童への対応

- ・事実確認を十分に聴取し、背景にも目を向ける。心理的な疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることを認識させる。
- ・保護者→正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢で、事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。
- ・特別指導計画での指導を実施する際は、個人情報の取り扱いやプライバシーに留意する。
- ・出席停止の実施、警察との連携も視野に入れ対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 次にあげる事態が生じた場合は、速やかに重大事態への対応を行う。

事態1：生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童が自殺を企画した場合。 ・身体に重大な被害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。 ・精神性の疾患を発症した場合。

事態2：相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- ・年間30日を目安にする。 ・一定期間連続している場合は迅速に調査する。

- (2) 児童や保護者より「重大な事態」に至ったという申し立てがあったときは、次の対応を行う。

- ① 「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの疑いに関する情報収集・記録・共有を行う。
- ② 重大事態が生じた場合、校長はいじめの事実確認を行い、速やかに教育委員会に報告する。
- ③ 教育委員会が重大事態の調査主体を判断する。(本市基本方針)
- ④ 学校が調査主体の場合、事案に応じて適切な専門家を加えるなどしながら、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。また、教育委員会が調査主体になる場合、学校は教育委員会の指示の下、必要な資料の提出等、調査に協力する。
- ⑤ 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し(11月)、いじめ対策委員会ではいじめに関する取り組みへの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付し、保護者の理解と協力を得る。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 月1回行われる職員会議で、生徒指導に関する情報交換を行う際、いじめに関する情報交換を行い、職員間での情報共有を図る。

7 年間計画

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	家庭・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容研修	○S Cの児童、保護者への周知 ○学級・学年開き	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		D	○いじめ対策委員会開催		
6月	↓	○児童アンケート実施 情報集約 ○研修 情報モラル	○情報モラル指導 (外部講師招聘)	○いじめアンケート実施 ○教育相談	○学校評議員会開催
7月		C		○夏休みの過ごし方指導	○小中高連絡協議会開催
8月	A				
9月	↓	○いじめ対策委員会開催		○身体測定	
10月		P ↓	○児童アンケート実施 情報集約		○いじめアンケート実施
11月	D ↓	○取り組み評価アンケート実施・検証	○1/2成人式(4年)	○取り組み評価アンケート実施 ○教育相談	○学校関係者評価アンケート実施
12月		C ↓		○赤い羽根募金活動 ○冬休みの過ごし方指導	○教育相談
1月	A	○いじめ対策委員会開催			○学校評議員会開催
2月	↓	○児童アンケート実施 情報集約	○6年生を送る会	○いじめアンケート実施	○新入生保護者説明会でいじめ防止の講話
3月		P へ	○学校関係者評価の結果の検証と「基本方針」の見直し・改善	○卒業式 ○春休みの過ごし方指導	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる観察・相談	○情報の提供 ○学校への相談

【重大事態の対応フロー図】

